

令和3年9月21日

公益社団法人 日本技術士会 御中

復興庁

復興庁 市町村応援職員について

貴団体におかれては、東日本大震災からの復興に関して、多大なるご支援を頂いていることに、改めて感謝申し上げます。

被災地のうち福島県では、昨年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、本格的な復興・再生が始まっています。原子力災害被災地域においては、引き続き、国として中長期的に前面に立って取り組んでいくこととしております。

来春からは、福島県浜通り地域等におけます、帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域の避難指示解除を順次予定しており、これに伴う、各関係自治体における技術系職員（土木、建築、農業、農業土木、まちづくり等）のニーズが高まっていくものと考えております。

復興庁といたしましても、下記のとおり、市町村応援職員という制度により、こうしたニーズに対応していくべく対応を図って来ておりますが、同制度を一層、多くの方に知って頂きたく、以下内容等を、貴団体を通じてご関心のある皆様に周知していただければ幸いです。

記

（※条件の詳細は、別添の募集要項をご覧ください。）

1. 業務内容

被災地の市町村に駐在し、市町村の復興業務を直接支援する業務（市町村応援職員）。
様々な業務がありますが、技術系職員へのニーズが今後さらに高まるものと見込んでいます。
（例：土木、建築、農業、農業土木、まちづくり等）

2. 勤務条件・処遇

（1）身分

- ・一般職国家公務員（非常勤）

（※ これまでの実績では、月～金のフルタイムの終日勤務を選択されている例が多い状況です。）

（2）給与

- ・職歴等により決定されますが、目安として、例えば、
- ・高卒・通算勤務年数15年の場合 年収で350万円以上（賞与等の手当を含む）
- ・大卒・通算勤務年数35年の場合 年収で450万円以上（同上）

が支給されます。

（3）諸手当

- ・賞与（期末・勤勉）、扶養、通勤、住居、超過勤務、単身赴任、特殊勤務等の各手当を、条件に応じて支給。
- ・退職手当は、1日7時間45分以上勤務した日が月18日以上あり、引き続いて6か月を超える場合に支給。

(4) 休暇

- ・土日・年始年末(12/29-1/3)、年次休暇10日(6か月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合に付与。)

(5) 任期等

- ・採用日から当該年度末まで。1年ごとの更新が可能で、原則2回まで更新できます。

3. 募集期間

- ・随時(注: 11月以降の場合は、翌年度の候補者として登録させていただきます。後述する市町村とのマッチングは11月以降に実施します。)
- ・年齢制限なども特段ございません。(退職後に復興に貢献されようとして、これまでの実務経験等を活かして応募いただく方も一定数おられます。)

4. 選考の流れ

応募いただいた方をリスト化し、当該応募者リストを毎月、市町村に提示し、市町村からの要請に応じて、マッチングし、面接・選考の上、採用を決定。復興庁から期間付きの国家公務員として派遣。

問合せ先	復興庁 地域班 企画官 吉田賢司
電話番号	03-6328-0227
電子メール	kenji.yoshida.t2u@cas.go.jp

(別添: 参考資料)

① 復興庁HPに掲載の募集要項・よくある質問 等

(URL: <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat9/sub-cat9-3/20171219092156.html>)

② 市町村応援職員募集のチラシ

③ 過去に市町村応援職員を経験した方の声 (一例)